

## 桐生市空き家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定書

桐生市（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬建築士会（以下「乙」という。）は、桐生市内における空き家等の対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力し、桐生市内における空き家等に関し、空き家等の発生の未然防止、適正管理、流通・活用等の対策を推進し、安全で安心な住みやすい住環境の維持向上及びまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 桐生市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 管理不全な状態 適切な管理が行われていないことにより、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態及びその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。
- (3) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。

### （連携業務）

第3条 甲及び乙は、相互に連携・協力し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 所有者等に対する空き家等の相談に関する事業
- (2) 管理不全な状態の空き家等の発生を予防するための啓発事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事業

### （甲が行う業務）

第4条 甲は、主に次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 桐生市内にある空き家等の所有者等から相談を受けた場合は、その意向に応じて乙を紹介するものとする。
- (2) 管理不全な空き家等の発生を予防するための啓発事業の実施について企画するとともに、市民に周知するものとする。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な業務を行うものとする。

### （乙が行う業務）

第5条 乙は、主に次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 前条第1号の規定により甲から紹介された空き家等の所有者等に対して、その意向に応じて乙の所属会員を選定し、紹介するものとする。
- (2) 甲が実施する空き家等に関する啓発事業に協力するものとする。
- (3) 乙の所属会員が取り扱っている空き家等について、所有者等への適正管理促進に努めるものとする。

### （相談事業に関する窓口）

第6条 相談事業に係る乙の業務については、群馬建築士会事務局を窓口として行うものとする。

(情報共有)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める目的を円滑かつ着実に推進するために所有者等の同意が得られたものについて、相互に情報の共有を行うものとする。

(金銭の授受)

第8条 甲及び乙の業務の連携・協力については、無償で行うものとする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た個人情報等について法令等に則り、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、適切な管理をすると共に、本協定の目的以外に使用し、または第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に所有者等本人の承諾を得た場合は、この限りではない。

(苦情又は紛争の処理)

第10条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲及び乙協議の上、処理するものとする。ただし、乙と所有者等の間に生じた苦情又は紛争については、乙の責任において処理するものとする。

(協定の見直し)

第11条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出た時は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の期間満了の1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わない時は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

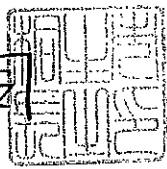
(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月26日

甲 群馬県桐生市織姫町1番1号  
桐生市

市長 荒木 恵 

乙 群馬県前橋市元総社町二丁目5番地3  
一般社団法人 群馬建築士会

会長 田 仲 豊 